



(3) 会員勧誘・個人情報収集の禁止

来場者とのトラブルが発生することを防ぐため、三田祭における会員勧誘(入ゼミ勧誘を含む)・個人情報を要求する行為を禁止します。

(4) 三田祭以外のイベントの宣伝の禁止

三田祭以外のイベントの宣伝を原則的に禁止します。ただし、以下の条件を両方満たす場合は三田祭実行委員会にご相談ください。

- ・企画時間内、及び企画場所内
- ・外部団体の介入がないと認められるイベントの告知

(5) 配布物・販売物・掲示物・映像等について

三田祭期間中に下記規定を扱う団体は、以下の事項を遵守してください。

①アンケート、販売物及び企画場所外で配布・掲示するもの

例：論文、冊子、チラシ、ポスター等

②企画場所内での掲示物・映像等来場者の目に触れるもの

例：展示用模造紙等

・以下に当てはまる物品の配布・販売・掲示等を禁止します。

(2) 「外部団体による介入の禁止」(3) 「会員勧誘・個人情報収集の禁止」(4) 「三田祭以外のイベントの宣伝の禁止」の事項に当てはまると認められる物品

・以下の場所での物品の配布・販売・掲示等を禁止します。

・企画場所以外の場所

ただし、企画の宣伝のための物品(チラシ、ポスター等)に限り、企画場所以外でも配布・掲示することが出来ます。

・その他、来場者の通行や他団体の企画の妨げになると認められる場所、または三田祭の運営に支障が出る恐れのある場所

(詳しくは後期に発表される立入禁止区域・物品配布禁止区域をご覧ください)

※①については後期に必ず三田祭実行委員会に申請を行ってください。

また、飲食物を取り扱う企画で食券の使用を希望される団体の方は、別途申請が必要となります。なお、飲食物の販売については(6)「飲食物について」の事項をご覧ください。詳しくは後期分科会でお知らせします。

2 安全な三田祭の運営のために

(6) 飲食物について

①飲食物を取り扱う団体が販売する飲食物に関しては、後期に「飲食物申請書」で申請していただきます。

飲食物を取り扱う団体が販売する飲食物は、衛生上の観点から材料の仕入先を保健所に提出する必要があります。詳しくは後期分科会でお知らせします。

②飲食物の売り歩きを禁止します。

衛生上の観点から、調理した飲食物を持ち歩いて販売することを禁止します。

③加熱調理していない食品を提供することを禁止します。

衛生上の観点から、生肉・生魚・生卵等を加熱調理せずに販売することを禁止します。詳しくは後期分科会でお知らせします。

(7) キャンパス内での火気使用禁止

火災防止のため、キャンパス内における火気使用を禁止します。

※中庭模擬店企画でのプロパンガス・家庭用カセットコンロ、喫煙所での煙草の火等は除きます。

(8) 酒類の販売・飲酒について

三田祭で来場者への酒類の販売を禁止していませんが、参加団体への酒類の販売及び参加団体の飲酒は一切禁止します。近年酒類に関する重大なトラブルが増加しているため、酒類の取り扱いには十分注意してください。

(9) 分煙活動の徹底

三田祭ではキャンパス内の分煙活動に取り組んでいます。そのため、喫煙は必ず中庭・校舎内で指定されている喫煙エリア内で行ってください。また、歩き煙草は他の方への迷惑となるばかりでなく、ホイ捨てによる火災の原因にもなりますのでご注意ください。これらの事項は団体内でも共有し、徹底した分煙にご協力いただくようお願いいたします。